

## <大学院文学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

### 1. 修士論文

#### 1.1 審査体制

修士論文の審査は、本研究科教授会(以下「教授会」という。)において委嘱する教授2名以上又は教授1名及び准教授1名を含む2名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。

なお、審査委員のうち1名は、教授会構成員の教授または准教授とする。また、修士論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

#### 1.2 審査の方法

学位論文の審査において、当該論文の内容に関する発表を行う。また学位申請者は以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読及び口頭試問を受ける。

#### 1.3 評価項目及び基準

1. 修士論文は、申請者自身の単著であるとともに、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果でなければならない。その内容については、過去に発表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアをみだりに侵害する箇所を含んではならない。
2. 修士の学位を受ける者は、各専門分野・コースにおける基礎的な研究能力、ないしは高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有する必要がある。修士論文は、これらの能力を修得したことを、明瞭かつ平明な文章で示すものでなければならない。
3. 修士論文は、その内容について各専門分野・コースにおいて認められる一定程度の学術的価値を有し、学界の発展への貢献が大きいと認められる場合には高い評価が与えられる。
4. 修士論文は、各専門分野・コースで指定した言語により書かれるものとする。また、本文には、研究の背景や目的、先行研究や関連研究の状況、研究内容の位置づけや意義、さらに結論が適切な章立てにより含まれるものとする。なお、題目は本文と同じ言語によるものでなければならない。
5. 各専門分野・コースは、以下のような評価項目の中から研究分野に相応しい評価項目を

定めて評価を行う。なお、各専門分野・コースは必要に応じて評価項目を追加することができる。

- テーマの選択やテーマに即した研究方法が適切である。
- 対象テキストを正確に読解している。
- 選択した研究方法に従ってデータや資史料などを的確に収集・処理している。
- 基本的な文献調査や先行研究の検討を着実に踏まえている。
- 既存の研究には見られない独創的な分析、解釈、提案等を行っている。
- 論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
- 適切な文章表現による論述が行われており、全体的によくまとまっている。

6. 修士論文の評価は、次のような基準により行うものとする。

- (1) 各専門分野・コースにおいて定める評価項目のすべてを満たしていない論文は F 評価とする。
- (2) 各専門分野・コースにおいて定める評価項目のいくつかを十分に満たしていない論文は、B、C いずれかの評価とする。なお、B 評価あるいは C 評価は、各評価項目を満たしている程度に基づいて行われるものとする。
- (3) 各専門分野・コースにおいて定める評価項目を概ね満たし優れていると認められる論文は、A 評価とする。
- (4) 各専門分野・コースの定める評価項目のほぼ全てにおいてたいへん優れており、修士論文として高い水準にあると認められる論文は、S 評価とする。なお、S 評価の場合、教授会で評価理由の補足説明を行なうこととする。

#### 1.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記 6 の評価項目で S～C 評価のものを合格として教授会に報告し、教授会が合否を審議し議決する。

## 2. 博士論文

### 2.1 審査体制

博士論文の審査は、教授会において委嘱する教授 2 名を含む 3 名以上の委員からなる審査委員会がこれを行う。なお、審査委員のうち 2 名は、教授会構成員の教授とする。また、博士論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

- ・主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・副査になれる者は、論文内容の専門分野に深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

### 2.2 審査の方法

学位論文の審査において、学位申請者は当該論文の内容に関する発表会を行う。また学位申請者は以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読及び口頭試問を受ける。

### 2.3 評価項目及び基準

1. 博士学位申請論文（以下、学位申請論文という）は申請者自身の単著であることを原則とし、自立的ないし主体的に取り組んだ研究の成果で、かつ高い独創性を有するものでなければならない。その内容については、過去に公表された本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではならない。
2. 学位申請論文は、十分な学術的価値を有する必要がある。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献をなすものを指す。
3. 学位申請論文は、日本語または各専門分野で指定した言語により執筆するものとし、題目は本文と同じ言語とする。本文には、研究の背景や目的、先行研究ないし関連研究の状況、論文の中核をなす研究内容の位置づけないし意義、さらに結論と要旨が、適切な章立てにより含まれるものとする。
4. 博士の学位を受ける者は、当該分野に関する十分に広範な知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力と、研究成果を外部に発表できる能力を有する必要がある。
5. 学位申請論文の分量は、課程博士の場合は四百字詰原稿用紙 300 枚程度を基準とするが、論文博士の場合はそれ以上とし、上限は設けない。
6. 学位申請論文の審査に当たっては、以下のような評価項目が想定される。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。
  - (1) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、学界において一定の評価が得られるものである。
  - (2) 選択したテーマと研究方法に従ってデータ・資料などを的確に収集・処理している。

- (3) 研究資料である文献（原典史料・文学作品など）の読解が正確であり、分析・解釈が的確である。
  - (4) 研究資料である文物（美術・音楽・考古資料など）ないし言語データの分析・解釈が的確である。
  - (5) 新しい資史料や言語事実の発見・利用など、独創的な内容を有している。
  - (6) 既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有している。
  - (7) 論理的に一貫した構成と内容を有し、表現力も確かで、全体的によくまとまっている。
7. 学位申請論文は、前項の評価項目に照らし合わせ、全体として高い水準にあると客観的に認められる成果、具体的にはレフェリー制度のある学術誌掲載論文2本以上に値する成果を含むことを基準とする。
8. 学位の国際的な通用性・信頼性と、学位審査に係る透明性・客観性を確保するため、他大学ないし他研究科ないし他専門分野の委員を積極的に登用し、その上で「公開の口頭試問」（本研究科内規）ないし「発表会」（本学学位規定）を行うこととする。

#### 2.4 学位論文が満たすべき水準

審査委員会は、上記の審査項目（評価項目）を全てを満たすものを合格として教授会に報告し、教授会が合否を審議し議決する。